

## インターネット利用に関する流儀内ルール

### 本ルールのねらい

このルールは、遠州流茶道連盟本部会員（以下「本部会員」という）におけるインターネットの利用に関し必要な規約を定める。インターネットの利用に際し、以下のルールに基づき運用するものとする。

### インターネットを使用する際の社会的責任について

インターネットを利用して情報を受信したり発信したりする時には、それによって生じるリスクや社会的責任、法的責任を負うことを常に留意しなければならない。不用意な行為、行動は、会員自身のみならず流儀にも被害を与え、名誉を著しく傷つけた場合は、法的措置の対象となることがある。

### インターネット利用に関する基本的な考え

本部会員がインターネット（電子メール、電子掲示板、ニュースグループ、メーリングリスト、ホームページなど）を利用するに当たっては、会員および流儀関係者の個人情報の保護を前提に、会員相互の情報活用の寄与に努めなければならない。

また、情報を発信・公開する際は、その内容が公序良俗に反したり、他者の権利を侵害するなどして、流儀の信用・品位を傷つけることのないように注意しなければならない。

### 著作権の侵害

第三者の著作物の使用を希望する際は、権利者から複製や公開などに関する許可を得なければならない。なお、権利者から特に著作権表示などについて指示があった場合はそれに従わなければならない。（第三者の著作物とは、以下を指す）

また、他人の著作物を利用し「引用」する場合は、引用した部分をカギカッコで括るなど区別し、出典、タイトル、著作権の所在などを明示しなければならない。

- a. 他人のホームページや電子掲示板に載っている文章や写真などを、無断で他のホームページや電子掲示板に転載すること。
- a. 他人のホームページや電子掲示板に転載すること。
- b. 他人の電子メールを無断で転載すること。
- c. 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること。
- d. テレビ・ビデオ・DVD から取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること。
- e. 芸能人や著名人の写真や、キャラクターを真似て描いた絵の画像データを無断で掲

載すること。

- f. 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること。
- g. 音楽や唄の歌詞または CD などから取り込んだデータ (MIDI, MP3 など) を無断で掲載すること。

### 商標の使用

商品やサービスを識別するための商標（文字、名称、図形、記号など）は、無断で使うことはできない。

### 肖像権の侵害

本人の許可なく、その顔や容姿などを撮影し、その写真をホームページなどで公表してはならない。

### プライバシーの侵害

他人の私生活に関わる各種の情報（氏名、住所、電話番号等）を本人の了解なくインターネットでみだりに公開してはならない。

以上のインターネット利用に関する流儀内ルールを逸脱した行為があった場合は、本部から注意、警告を受ける場合がある。

このルールは、平成 24 年 10 月 13 日より施行する。